## 第1回・第2回の意見等の方向性

## 1 適正規模を考える視点

## (1) 教育環境

#### 教育活動·効果

小規模校では,先生と子どもたちの距離が近く,温かみのある教育がおこなわれている。

学校と地域が努力してきめ細かな教育をつづけても,子どもが減っていく。

学ぶ子どもたちの権利として,機会均等を実現し格差をなくしていく。 先生と子どもたちが,互いに顔がわかるくらいの規模が良い。 小さすぎず大きすぎず,真ん中くらいの規模が良い。

ある程度人数がいて、その中で互いに揉まれていく方が良い。

小学校から高校までは,次第に,別の同年代・先輩後輩などタテヨコに人間関係が広がる方が良い。

部活でも, 高校・大学, 社会人へと将来に広がる活動を選べるようにしたい。

#### 学級の人数

学校配置では、学校規模を学級数であらわしているが、少人数学級化など学級編制の方法によって、学級数が変わり、学校規模の判断が変わってくる。

学級編制は,国の基準(標準法:1学級40人)で定められ,新潟県が実施する。(標準法)

新潟市は法による権限がないため,学級編制を実施できない。

新潟県は独自の判断で少人数学級を実施する権限を持っている。(標準法) 法による権限がない新潟市は,単独では少人数学級を実施できない。

新潟市内の教職員(県費負担教職員)配置数は,新潟県の学級編制基準により 新潟県が決定する。

新潟市単独で教職員を追加配置することは,財政上できない。

#### (資料4 学級編制について)

学級人数による費用対効果のような比較はできないか。

現行の国の制度では学級人数に格差があり,人数の考え方をどこかに盛り込んでいきたい。

#### 学校の規模

小学校と中学校の適正規模は,分けて考えて良い。

適正規模は,小中学校ともに,教育,生徒指導,部活,クラス替えなどで12 学級以上が良い。

- 24学級は,中学校では,教員と子どもたちの顔がわからなくなる。
- 24学級は,中学校では,1学年8学級(320人)になり大きすぎる。

#### (2) 指導体制

#### 学校の運営・教員配置

小規模の学校では,教員の仕事がたいへん多い。 小規模中学校で非常勤講師が配置されると,学校全体で動くときはよくない。 部活の種類が少ないために,参加しない子どもがいて問題である。

教職員の配置や教育上から,12学級以上が良い。 中学校では,12学級以上で技能教科の教員がそろう。

- 18学級くらいに留めた方が、問題行動の予防からも良い。
- 2.4学級の学校は,教職員がたいへん多く,学校運営がたいへん。
- 18学級と24学級では、どんな差があるのか。

(\*12学級・18学級がよい理由)

#### その他

学校運営の適正規模(適正概念:教育効果や運営しやすさの限界範囲)と,法 的な適正規模(適正概念と財政的な制約にもとづく実現可能な範囲)では意味 合いに違いがある。

児童生徒数や教職員数のほかに,学校規模それぞれに建物・校舎の管理上の制 約がある。

学校は,地域のシンボルである。

## 「適正規模」の方向性(素案)

小規模校では,きめ細かな温かい教育が魅力であるが,教員が多忙であり 学校行事や部活,校舎管理などで小規模校としての困難がある。

大規模校では,先生と子どもたちの顔がわからなくなるほか,教職員数が 多すぎ,学校運営に困難がある。

小学校から高校・大学・社会人へと, しだいに人間関係が, 同じ年代・先輩後輩などさまざまな広がりを得られるようにしたい。

小さすぎず,大きすぎず,先生と子どもたちが互いに顔がわかるくらいの 規模の学校で,教育の機会均等を図りたい。

学校の規模は学級数で表すが,教育効果では学級の人数も大きな要素となる。

しかし学級編制は,教員配置数とともに新潟県の権限である。

新潟市が単独で少人数学級を実施することは,教員配置や教室の建設などの財政負担があり困難である。

したがって,本審議会では,学級編制については現行制度によることとする。

小中学校ともに,教育上,教員配置,生徒指導,部活,学級編制替えなどから,12学級以上が良い。

- 18学級程度が,問題行動の予防からも学校規模の上限として良い。
- 24学級は,教職員が多すぎる。
- 2.4 学級は,中学校では教員と子どもたちの顔がわからなくなる。

### 適正規模の範囲

小学校 12学級以上 学級以下 (1学年2~ 学級)

中学校 12学級以上 学級以下 (1学年4~ 学級)

## 2 学校再編を考える視点

#### (1)適正規模化を図る範囲と優先順位

「適正規模」は統合する基準になるのではないか。

「適正規模」の範囲外の学校は、統合するのか。

「適正規模」は,新潟市としての「学校の規模の目安」であり,統合する基準ではない。

「適正規模」以外の学校は、「必ず再編する」とはしない。

「適正規模」の意味は,単に「一応の目安」か。

「適正規模」は、新潟市が「一生懸命に目指すもの」か。

「適正規模」は、再編後の学校を「確実にその範囲に収めるもの」か。

「適正規模」以外の中から,再編案をつくるべき範囲を考えていただきたい。 再編案をつくるべき範囲の学校を,対応すべき時期により,短期・中期・長期の 学校に分けていただきたい。

(資料5 適正配置の検討基準について)

#### (2)適正規模化で配慮する事項

小規模校のメリットはデメリットにもなる。

統合には,メリットもデメリットもある。

学校の規模にかかわらず、いずれにしてもメリット・デメリットは発生する。

適正規模化の留意事項として,配慮すべきことを入れていく。

統合は,地域の事情があるので,地域の意見を聞きながらやっていく作業だが, 地域コミュニティとの関わりをどうするか。

学校を地域のシンボルで残そうとする。

学校は,地域に開かれて,地域が育て伝統をはぐくんでいるが,愛着はどうか。

小学校は,できるだけ歩いて通える方が良い。

友達と道草したりした時に身につけたことも、身につけてほしい。

通学は,安全面を考える必要がある。

通学の安全確保では,地域コミュニティとの関係もある。

スクールバスがある。

# 「学校再編」の方向性(素案)

「適正規模」以外の規模の学校の中から,再編を検討する範囲を決める。 再編は,地域の意見を聞きながら進めていく。 通学は,安全確保が課題である。 できるだけ歩いて通える方が良いが,スクールバスもある。